

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和3年5月26日（水）午後1時30分から午後2時30分
場所 富山県民会館301号室

2 出席委員

森本太郎、網谷繁彦、高松賢二郎、濱田清人、坂田博美、上野佳弘、三國嘉彦、塩谷俊之、島崎慎一、中村好成、水島洋、荻野洋一、河合雅司
（欠席委員：鷺北英司、大浦清和）

3 議長

議長：森本太郎

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

上野佳弘、島崎慎一

6 県職員

北川漁政係長、飯野主任、大津主任、古川技師

7 事務局職員

渡辺事務局長

8 付議事項（議題）

（1）富山県資源管理方針及び知事管理漁獲可能量の設定（まさば、ごまさば及びずわいがに）について（諮問）

県から、別添資料1により、令和3年5月20日付け水漁第157-1号で知事から諮問のあった「富山県資源管理方針の変更について」、また、同じく水漁第157号-2で知事から諮問があった「知事管理漁獲可能量の策定について」の説明が行われた。

令和3年7月1日から開始されるTAC管理魚種3種について県の資源管理方針を定めるものであり、3種に関して資源管理方針を変更するとともに、まさば及びごまさばについては、漁獲努力量の上限を現状の大型定置漁業の免許統数の79ヶ統とすること、また、ずわいがにについては、漁獲可能量を1年間で33トンとする旨説明がなされた。

委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(2) 知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問）

県から、別添資料2により、令和3年5月21日付け水漁第148号で知事から諮問のあった「資源管理方針の変更について」説明が行われた。

くろまぐろの漁獲可能量として、第7管理期間（令和3年4月から4年3月末）の当初枠に加えて、第6管理期間の繰越分と、国が留保して配分する分と全国一律配分する分が合わせて県内に配分され、小型魚では24.8トンが配分され県合計で111.1トン、大型魚では2.0トンが配分され県合計で16.0トンとなると説明があった。また、これらは県内の各海域と漁業種類ごとに配分されるが、近年の消化率が低い漁船漁業では追加配分は行わないことの説明があった。

委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(3) 富山県漁業調整規則第13条に基づく知事許可漁業の許可の条件の公表について（報告）

県から資料3に基づき説明があった。

・網谷委員から、小型機船底びき網漁業に関して、これまでも許可証に条件等が記載されていたが、今後の相違点について質問があり、水産漁港課北川係長から、基本は同じであるが、漁獲成績報告書の提出に係る部分は削除して、旧規則で定めていた「漁具漁法の制限」を加えている。資料3の下表記載のとおりであるが、許可を受けている方の制限の内容は変わらない、と説明があった。

・高松委員から、許可の条件を公表するということであるが、公表の方法はどのようなものか、という質問があり、水産漁港課北川係長から、制限措置の公表と同様に県のHPで公表することとしている、と説明があった。

・島崎委員から、4月に委員に就任して間もないので、教示願いたい。議題1の資源管理方針は、漁業法に基づくものであったが、この議題3に関して、許可方針は内規であるという説明であったが、そもそも、どういう性質のものか、告示等で一般の方や漁協関係者にも周知されているものなのか、また、海区漁業調整委員会が関与して作られたものなのか、という質問があった。

水産漁港課北川係長から、許可方針は、過去の海区委員会において、諮問を経て内規として決められたものであるが、公表はされていない。現状では許可を受けている当該漁業者のみに通知されているものであり、今後は、許可方針をより透明性の高いものにしたいと考えているので、過去の許可方針を廃案として、改めて策定して公表することも含めて検討したい、と回答があった。

(4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について（協議）

事務局から、資料4に基づき、現在の日本海・九州西広域漁業調整委員会の都道府県互選委員が網谷委員であること、任期が本年9月末であること、また、富山海区委員会の慣例では、会長代理が広域漁業調整委員会委員を務めることとなっていることが説明された。

本年10月以降の次期広域漁業調整委員会の富山県互選理事として、網谷委

員から引き続き就任する意向が確認できたため、出席委員に協議したところ、異議はなく、全会一致で網谷委員（会長代理）を広域漁業調整委員会委員に選出することを決定した。

(5) その他

県水産漁港課からの報告

・水産庁が、遊漁者、遊漁船業者向けに作成したパンフレットに基づき、広域漁業調整委員会からのくろまぐろ採捕に係る規制（6月1日からの広域漁業調整委員会指示で、遊漁による小型魚の採捕禁止、30 kg以上の大型魚の採捕について報告義務があること）について説明があった。

・漁業法の改正によって令和3年3月26日付けの委員会告示により「富山海区漁業調整委員会の会議等に関する規程」及び「富山海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程」に変更があったことが報告された。

なお、規程の変更については、令和3年3月18日開催の富山海区漁業調整委員会で承認済。

・3年3月に富山県の「令和元年度資源管理関係事業報告書」が発行されたことが報告され、委員各位にも配布された。

(6) 次回委員会について

次回の委員会は、令和3年7月21日（水）13:30より開催することに決定した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和3年5月26日

議長

署名委員

署名委員